

議決第116号

議第91号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月16日提出

鶴岡市長 富塚陽一

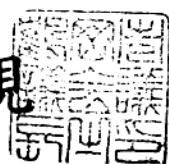


平成16年12月22日 可 決
鶴岡市議會議長 穂木政規

上記は謄本である

平成16年12月22日

鶴岡市議會議長 穂木政規



議決第117号

議第92号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海
町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分を、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり東田川郡藤島
町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、
同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月16日提出

鶴岡市長 富塚 陽一

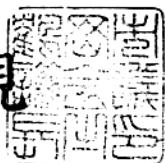
平成16年12月22日可 決

鶴岡市議會議長 榎本政規

上記は謄本である

平成16年12月22日

鶴岡市議會議長 榎本政規



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の財産は、すべて新たに設置される鶴岡市に帰属させる。

平成16年12月　　日

鶴岡市長　富塚　陽一

藤島町長　阿部　昇司

羽黒町長　中村　博信

櫛引町長　難波　玉記

朝日村長　佐藤　征勝

温海町長　佐藤　正明

議決第118号

議第93号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同条第10項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月16日提出

鶴岡市長 富塚陽一

平成16年12月22日可決

鶴岡市議会議長 榎本政規

上記は謄本である

平成16年12月22日

鶴岡市議会議長 榎本政規



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、34人とする。

平成16年12月　　日

鶴岡市長　富塚陽一

藤島町長　阿部昇司

羽黒町長　中村博信

櫛引町長　難波玉記

朝日村長　佐藤征勝

温海町長　佐藤正明

議第94号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海
町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合
併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく経過措置を、別紙のとおり東田川郡藤
島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、
同法第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会
の議決を求める。

平成16年12月16日提出

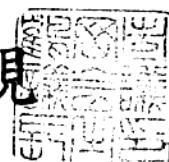
鶴岡市長 富塚 陽一

平成16年12月22日 可 決
鶴岡市議會議長 榎本政規

上記は謄本である

平成16年12月22日

鶴岡市議會議長 榎本政規



鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海
町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置
される鶴岡市の議会の議員の定数及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例
に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）に基づく経過措置を下記
のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の定数

合併特例法第6条第1項の規定に基づき、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、
合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38
人とする。

2 農業委員会の委員の任期等

合併特例法第8条第1項の規定に基づき、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引
町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の農業委員会の選挙による委員で、新たに設置される鶴
岡市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員とし
て引き続き在任することができる者の数を37人とし、引き続き在任することができる期間
を平成17年11月25日までとする。

平成16年12月 日

鶴岡市長 富塚陽一

藤島町長 阿部昇司

羽黒町長 中村博信

櫛引町長 難波玉記

朝日村長 佐藤征勝

温海町長 佐藤正明

議決第120号

議第95号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、別紙のとおり東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月16日提出

鶴岡市長 富塚陽一

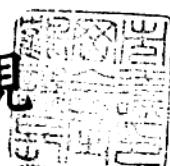
平成16年12月22日可決

鶴岡市議會議長 榎本政規

上記は謄本である

平成16年12月22日

鶴岡市議會議長 榎本政規



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、第1条の区域（以下「区域」という。）ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

平成16年12月 日

鶴岡市長 富塚陽一

藤島町長 阿部 昇司

羽黒町長 中村 博信

櫛引町長 難波 玉記

朝日村長 佐藤 征勝

温海町長 佐藤 正明

議案第49号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日 原案可決

東田川郡藤島町議会議長 齋 藤 久



上記の通り相違ないことを証明する

平成16年12月22日

東田川郡藤島町議会議長 齋 藤 久



議案第50号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日 原案可決

東田川郡藤島町議會議長 齋 藤 久



上記の通り相違ないことを証明する

平成16年12月22日

東田川郡藤島町議會議長 齋 藤 久



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の財産は、すべて新たに設置される鶴岡市に帰属させる。

平成 16 年 12 月 日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

藤島町長 阿 部 昇 司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明

議案第 51 号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同条第 10 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 12 月 22 日 原案可決

東田川郡藤島町議会議長 齋 藤 久



上記の通り相違ないことを証明する

平成 16 年 12 月 22 日

東田川郡藤島町議会議長 齋 藤 久



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、34 人とする。

平成 16 年 12 月 日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

藤島町長 阿 部 昇 司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明

議案第52号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく経過措置を、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同法第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日 原案可決

東田川郡藤島町議会議長 齋藤久



上記の通り相違ないことを証明する

平成16年12月22日

東田川郡藤島町議会議長 齋藤久



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）に基づく経過措置を下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の定数

合併特例法第 6 条第 1 項の規定に基づき、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38 人とする。

2 農業委員会の委員の任期等

合併特例法第 8 条第 1 項の規定に基づき、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の農業委員会の選挙による委員で、新たに設置される鶴岡市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を 37 人とし、引き続き在任することができる期間を、平成 17 年 11 月 25 日までとする。

平成 16 年 12 月 日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

藤島町長 阿 部 昇 司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明

議案第53号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日 原案可決

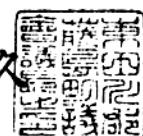
東田川郡藤島町議会議長 齋藤 久



上記の通り相違ないことを証明する

平成16年12月22日

東田川郡藤島町議会議長 齋藤 久



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第 2 項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第 1 条 合併特例法第 5 条の 4 第 1 項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第 2 条 審議会の設置期間は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（所掌事務）

第 3 条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、第1条の区域（以下「区域」という。）ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

平成 16 年 12 月 日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

藤島町長 阿 部 昇 司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明



専決第1号

専 決 処 分 書

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡
温海町の廃置分合についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを山形県知事に申請することについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成17年1月14日

羽黒町長 中 村 博 信



上記のとおり相違ないことを証明する。

平成17年1月17日

羽黒町長 中 村 博 信



専決第2号

専 決 処 分 書

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についての専決処分について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成17年1月14日

羽黒町長 中 村 博 信


上記のとおり相違ないことを証明する。

平成17年1月17日

羽黒町長 中 村 博 信


別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の財産は、すべて新たに設置される鶴岡市に帰属させる。

平成17年1月　　日

鶴岡市長 富塚陽一

藤島町長 阿部昇司

羽黒町長 中村博信

櫛引町長 難波玉記

朝日村長 佐藤征勝

温海町長 佐藤正明



専決第3号

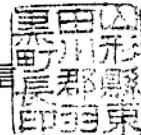
専 決 処 分 書

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議についての専決処分について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成17年1月14日

羽黒町長 中村博信



上記のとおり相違ないことを証明する。

平成17年1月17日

羽黒町長 中村博信



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、34人とする。

平成17年1月　　日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

藤島町長 阿 部 昇 司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明



専決第4号

専 決 処 分 書

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についての専決処分について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく経過措置を、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成17年1月14日

羽黒町長 中村博信



上記のとおり相違ないことを証明する。

平成17年1月17日

羽黒町長 中村博信



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）に基づく経過措置を下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の定数

合併特例法第6条第1項の規定に基づき、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。



2 農業委員会の委員の任期等

合併特例法第8条第1項の規定に基づき、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の農業委員会の選挙による委員で、新たに設置される鶴岡市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を37人とし、引き続き在任することができる期間を、平成17年11月25日までとする。

平成17年1月 日

鶴岡市長 富塚 陽一

藤島町長 阿部 昇司

羽黒町長 中村 博信

櫛引町長 難波 玉記

朝日村長 佐藤 征勝

温海町長 佐藤 正明

専決第5号

専 決 処 分 書

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議についての専決処分について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成17年1月14日

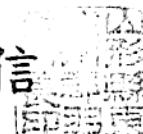
羽黒町長 中村博信



上記のとおり相違ないことを証明する。

平成17年1月17日

羽黒町長 中村博信



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、第1条の区域（以下「区域」という。）ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域内に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者

（任期及び失職）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、妨げないものとする。
- 3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。
(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務める。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

平成17年1月 日

鶴岡市長 富塚 陽一

藤島町長 阿部 昇司

羽黒町長 中村 博信

櫛引町長 難波 玉記

朝日村長 佐藤 征勝

温海町長 佐藤 正明

議第 79 号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 12 月 22 日提出

櫛引町長 難波玉記

提案理由

南庄内合併協議会関係 6 市町村長の合併協定書の合意に基づき、鶴岡市、藤島町、羽黒町、朝日村、温海町、櫛引町を廃止し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを、山形県知事に申請する必要があるので、地方自治法第 7 条第 5 項の規定に基づき提案します。

議決第 82 号

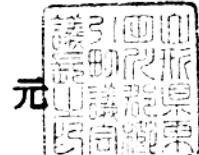
平成 16 年 12 月 22 日 原案可決

櫛引町議会議長 菅原元

本書は原本と相違ないことを証明する

平成 16 年 12 月 22 日

櫛引町議会議長 菅原元



議第80号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び
西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日提出

櫛引町長 難波玉記

提案理由

南庄内合併協議会関係6市町村の廃置分合に伴い、財産処分について定める必要があるので、地方自治法第7条第5項の規定に基づき提案します。

議決第83号

平成16年12月22日 原案可決

櫛引町議會議長 菅原元

本書は原本と相違ないことを証明する

平成16年12月22日

櫛引町議會議長 菅原元



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の財産は、すべて新たに設置される鶴岡市に帰属させる。

平成16年12月 日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

藤島町長 阿 部 昇 司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明

議第81号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の
議会の議員の定数に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同
郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置すること
に伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和22年法
律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、
同郡羽黒町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同条第
10項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日提出

櫛引町長 難波玉記

提 案 理 由

南庄内合併協議会関係6市町村の廃置分合に伴い、新たに設置される鶴岡市の議会
の議員の定数を定める必要があるので、地方自治法第91条第10項の規定に基づき
提案します。

議決第84号

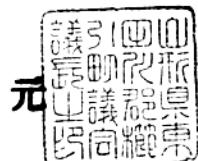
平成16年12月22日原案可決

櫛引町議会議長 菅原元

本書は原本と相違ないことを証明する

平成16年12月22日

櫛引町議会議長 菅原元



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の
議会の議員の定数に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、34人とする。

平成16年12月　　日

鶴岡市長 富塚陽一

藤島町長 阿部昇司

羽黒町長 中村博信

櫛引町長 難波玉記

朝日村長 佐藤征勝

温海町長 佐藤正明



議第82号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び
西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく経過措置を、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同法第6条第8項及び同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日提出

櫛引町長 難波玉記

提案理由

南庄内合併協議会関係6市町村の廃置分合に伴い、経過措置を定める必要があるので、市町村の合併の特例に関する法律第6条第8項の規定に基づき提案します。

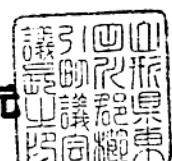
議決第85号

平成16年12月22日 原案可決 櫛引町議會議長 菅原元

本書は原本と相違ないことを証明する

平成16年12月22日

櫛引町議會議長 菅原元



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村 及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）に基づく経過措置を下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の定数

合併特例法第6条第1項の規定に基づき、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。



2 農業委員会の委員の任期等

合併特例法第8条第1項の規定に基づき、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の農業委員会の選挙による委員で、新たに設置される鶴岡市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を37人とし、引き続き在任することができる期間を、平成17年11月25日までとする。

平成16年12月 日

鶴岡市長 富塚 陽一

藤島町長 阿部 昇司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明

議第83号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する
協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡朝日村及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日提出

櫛引町長 難波玉記

提 案 理 由

南庄内合併協議会関係6市町村の廃置分合に伴い、地域審議会の設置について定める必要があるので、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第3項の規定に基づき提案します。

議決第86号

平成16年12月22日 原案可決 櫛引町議会議長 菅原元

本書は原本と相違ないことを証明する

平成16年12月22日

櫛引町議会議長 菅原元



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する
協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記



（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、第1条の区域（以下「区域」という。）ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

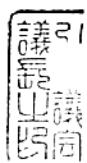
4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。



(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

平成16年12月 日



鶴岡市長 富塚 陽一

藤島町長 阿部 昇司

羽黒町長 中村 博信

櫛引町長 難波 玉記

朝日村長 佐藤 征勝

温海町長 佐藤 正明



議第97号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日提出

平成16年12月22日可決

朝日村長 佐藤 征勝
朝日村議会議長 進藤 篤

この写しは議決書の原本であることを証明する

平成16年12月22日

山形県朝日郡朝日村議会議長 進藤





議第 98 号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廢置分合に伴う財産処分に関する協議につ
いて

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、
同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置する
ことに伴い、財産処分を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 4 項の
規定により、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町及び
西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同条第 5 項の規定により、議会の
議決を求める。

平成 16 年 12 月 22 日提出
平成 16 年 12 月 22 日可 決

朝日村長 佐 藤 征 勝
朝日村議會議長 進 藤 篤

この手しは議決書の謄本であることを証明する

平成 16 年 12 月 22 日

山形県東田川郡朝日村議會議長 進 藤



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、
同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の財産は、すべて新たに設置される鶴岡市に帰属させる。



平成16年12月　日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

藤島町長 阿 部 昇 司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明



議第99号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の
議会の議員の定数に関する協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、
同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置する
ことに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和2
2年法律第67号）第91条第7項の規定により、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡
藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町及び西田川郡温海町と協議の上定めることについ
て、同条第10項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日提出

平成16年12月22日可決

朝日村長 佐藤 征勝
朝日村議會議長 進藤 雄

この手しは議決書の原本であることを証明する

平成16年12月22日

山形県東田川郡朝日村議長 進藤

篤



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の
議会の議員の定数に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、
同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置する
ことに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものと
する。

記



新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、34人とする。

平成16年12月 日

鶴岡市長 富塚陽一

藤島町長 阿部昇司

羽黒町長 中村博信

櫛引町長 難波玉記

朝日村長 佐藤征勝

温海町長 佐藤正明



議第100号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議につ
いて

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、
同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置する
ことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく
経過措置を、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町及び
西田川郡温海町と協議の上定めることについて、同法第6条第8項及び同法第8条
第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日提出

平成16年12月22日可決

朝日村長 佐藤 征勝
朝日村議會議長 進藤 篤

この手しは議決書の原本であることを証明する

平成16年12月22日

山形県東田川郡朝日村議會議長 進藤



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、
同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置する
ことに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数及び農業委員会の委員の
任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下
「合併特例法」という。）に基づく経過措置を下記のとおり定めるものとする。

記



1 議会の議員の定数

合併特例法第6条第1項の規定に基づき、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。

2 農業委員会の委員の任期等

合併特例法第8条第1項の規定に基づき、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の農業委員会の選挙による委員で、新たに設置される鶴岡市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を37人とし、引き続き在任することができる期間を、平成17年11月25日までとする。

平成16年12月 日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

藤島町長 阿 部 昇 司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明



議第101号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する
協議について

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、
同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置する
ことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の
4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島
町、同郡羽黒町、同郡櫛引町及び西田川郡温海町と協議の上定めることについて、
同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年12月22日提出

平成16年12月22日可決

朝日村長 佐 藤 征 勝

朝日村議会議長 進 藤 篤

この写しは議決書の原本であることを証明する

平成16年12月22日

山形県東田川郡朝日村議会議長 進 藤



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する
協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、
同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置する
ことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合
併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、
同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記



（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象
にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- （1）合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- （2）合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- （3）合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- （4）合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- （5）合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- （6）合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日ま
でとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議
し、答申するものとする。

- （1）新市建設計画の変更に関する事項

(2) 新市建設計画の執行状況に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、第1条の区域(以下「区域」という。)ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)



第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

平成16年12月 日

鶴岡市長 富塚 陽一

藤島町長 阿部 昇司

羽黒町長 中村 博信

櫛引町長 難波 玉記

朝日村長 佐藤 征勝

温海町長 佐藤 正明



議第 77 号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び
西田川郡温海町の廃置分合について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 12 月 22 日提出

温海町長 佐 藤 正 明

平成 16 年 12 月 22 日可決

温海町議会議長 佐 藤 甚 一 郎

上記謄本である

平成 16 年 12 月 22 日

温海町議会議長 佐 藤 甚 一 郎



議第 78 号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び

西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 4 項の規定により、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町及び同郡朝日村と協議の上定めることについて、同条第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 12 月 22 日提出

温海町長 佐藤 正明

平成 16 年 12 月 22 日可決

温海町議会議長 佐藤 甚一郎

上記謄本である

平成 16 年 12 月 22 日

温海町議会議長 佐藤 甚一郎



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び
西田川郡温海町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の財産は、すべて新たに設置される鶴岡市に帰属させる。

平成 16 年 12 月 日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

藤島町長 阿 部 昇 司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明

議第 79 号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び
西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議
員の定数に関する協議について

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同
郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置するこ
とに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数を、地方自治法（昭和 22
年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島
町、同郡羽黒町、同郡櫛引町及び同郡朝日村と協議の上定めることについて、同条
第 10 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 12 月 22 日提出

温海町長 佐 藤 正 明

平成 16 年 12 月 22 日可決

温海町議会議長 佐 藤 甚 一 郎

上記謄本である

平成 16 年 12 月 22 日

温海町議会議長 佐 藤 甚 一 郎



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び
西田川郡温海町の廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議
員の定数に関する協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同
郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置するこ
とに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数について、地方自治法（昭
和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、34 人とする。

平成 16 年 12 月　　日

鶴岡市長　　富 塚 陽 一

藤島町長　　阿 部 昇 司

羽黒町長　　中 村 博 信

櫛引町長　　難 波 玉 記

朝日村長　　佐 藤 征 勝

温海町長　　佐 藤 正 明

議第 80 号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び
西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同
郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置するこ
とに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に基づく経過
措置を、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町及び同郡
朝日村と協議の上定めることについて、同法第 6 条第 8 項及び同法第 8 条第 4 項に
おいて準用する同法第 6 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 12 月 22 日提出

温海町長 佐 藤 正 明



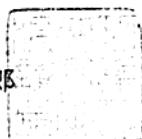
平成 16 年 12 月 22 日可決

温海町議会議長 佐 藤 甚 一 郎

上記謄本である

平成 16 年 12 月 22 日

温海町議会議長 佐 藤 甚 一 郎



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）に基づく経過措置を下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の定数

合併特例法第 6 条第 1 項の規定に基づき、新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数は、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38 人とする。

2 農業委員会の委員の任期等

合併特例法第 8 条第 1 項の規定に基づき、鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の農業委員会の選挙による委員で、新たに設置される鶴岡市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を 37 人とし、引き続き在任することができる期間を、平成 17 年 11 月 25 日までとする。

平成 16 年 12 月 日

鶴岡市長 富 塚 陽 一

藤島町長 阿 部 升 司

羽黒町長 中 村 博 信

櫛引町長 難 波 玉 記

朝日村長 佐 藤 征 勝

温海町長 佐 藤 正 明



議第 81 号

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び
西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議につ
いて

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同
郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置するこ
とに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4
第 1 項の規定に基づく地域審議会の設置を、別紙のとおり鶴岡市、東田川郡藤島町、
同郡羽黒町、同郡櫛引町及び同郡朝日村と協議の上定めることについて、同条第 3
項の規定により、議会の議決を求める。

平成 16 年 12 月 22 日提出

温海町長 佐藤正明

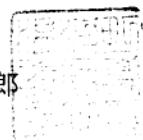
平成 16 年 12 月 22 日可決

温海町議會議長 佐藤甚一郎

上記謄本である

平成 16 年 12 月 22 日

温海町議會議長 佐藤甚一郎



別紙

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第 2 項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第 1 条 合併特例法第 5 条の 4 第 1 項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第 2 条 審議会の設置期間は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（所掌事務）

第 3 条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、第1条の区域（以下「区域」という。）ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることがある。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において

処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

平成16年12月 日

鶴岡市長 富塚 陽一

藤島町長 阿部 昇司

羽黒町長 中村 博信

櫛引町長 難波 玉記

朝日村長 佐藤 征勝

温海町長 佐藤 正明